

交通死亡事故多発警報制度

愛知県では交通死亡事故が多発した場合等に

- 交通死亡事故多発警報
- 交通死亡事故緊急事態宣言

を発令し、交通事故の抑止を図ります。

発令された際は、交通事故を起こさない、交通事故に遭わないために、十分注意して安全な行動に努めていただくとともに、交通安全活動への参加など、ご協力をお願いいたします。

交通死亡事故多発警報制度の概要

この制度は、交通死亡事故が集中的に発生した場合等に、一定の基準に基づいて交通死亡事故多発警報等を発令して県民の方々に迅速に注意を喚起するとともに、県、県警察、市町村、関係機関・団体等が速やかに効果的な対策を一丸となって実施し、交通死亡事故の抑止を図るための制度です。

● 発令基準 ●

【交通死亡事故多発警報】

- 1 10日以内に交通事故による死者数が10人以上となったとき
- 2 交通事故による死者数が全国ワースト1位でワースト2位との差が10人以上、かつ、前年の同時期と比較して増加数10人以上となったとき

【交通死亡事故多発緊急事態宣言】

交通事故情勢を勘案し、知事が発令する必要があると認めたとき



警報は発令しないのが一番。
皆さんが交通ルールとマナーを守り交通事故をなくしましょう。

ストップ・ザ
交通事故

高めようモラル
守ろうルール